

日本国において特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を取得するための手続等を定めた件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十号）第五条第一項に基づく変更の届出及び特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定に基づく指定の手続等を定めた件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十一号）第五条第一項に基づく変更の届出の公示

独立行政法人製品評価技術基盤機構から届出があった、日本国において特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を取得するための手続等を定めた件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十号）第五条第一項に基づく変更の届出及び特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定に基づく指定の手続等を定めた件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十一号）第五条第一項に基づく変更の届出について、次のとおり公示します。

令和 5 年 4 月 26 日  
特許庁長官 濱野 幸一

独立行政法人製品評価技術基盤機構における、日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱（平成十四年経済産業省告示第二百九十号）（以下「国際実施要綱」という。）第二十四条及び特許微生物寄託等事業実施要綱（平成十四年経済産業省告示第二百九十一号）（以下「国内実施要綱」という。）第二十二条により定めようとする手数料の額を下記のとおり変更する。

#### 記

1. 国際実施要綱第二十四条及び国内実施要綱第二十二条により定めようとする手数料の額

## 国際実施要綱第二十四条により定めようとする手数料の額

### 特許微生物寄託センター(NPMD)及び特許生物寄託センター(IPOD)

#### (1) 令和5年6月30日までの申請受理分

1	保管手数料（冷蔵及び冷凍）	
	ア 原寄託（30年間）	98,300円
	イ 再寄託	38,600円
	ウ 継続寄託（1年間）(*1)	8,200円
2	保管手数料（継代）	
	ア 原寄託（30年間）	1,232,000円
	イ 再寄託	38,600円
	ウ 継続寄託（1年間）(*2)	45,800円
3	科学的性質及び分類学上の位置の表示の届出に関する証明書の交付手数料	2,800円
4	生存に関する証明書の交付手数料	
	ア 生存試験を伴う証明	32,100円
	イ 最新の生存情報による証明	2,800円
5	試料の分譲手数料(*3)	39,600円
6	科学的性質及び分類学上の位置を記載した文書に係る手数料	2,800円
7	諸証明書等の交付手数料	2,800円

\*1 継続に係る保管手数料は、次式により算出  
(1年目) 8,200円 + (複数年の場合) 900円(保管手数料) × (2年目以降の保管年数)

\*2 継続に係る保管手数料は、次式により算出  
(1年目) 45,800円 + (複数年の場合) 38,700円(保管手数料) × (2年目以降の保管年数)

\*3 別途送料を請求する。

注1：税抜き。別途消費税法に基づき適切に課税する。

注2：海外からの依頼1件につき4,300円を加算する。

注3：請求書発行先の追加1件ごとに2,300円を加算する。

注4：国際実施要綱第五条の三に基づく微生物の解析に必要な費用は、別途寄託者の同意を得て決定する。

注5：その他想定を大幅に越える費用の発生が見込まれる場合には別途請求者と相談し、決定することとする。

## (2) 令和5年7月1日以降の申請受理分

1	保管手数料（冷蔵及び冷凍）	
	ア 原寄託（30年間）	105,500円
	イ 再寄託	39,100円
	ウ 継続寄託（1年間）(*1)	8,400円
2	保管手数料（継代保管）	
	ア 原寄託（30年間）	1,587,500円
	イ 再寄託	39,100円
	ウ 継続寄託（1年間）(*2)	57,800円
3	科学的性質及び分類学上の位置の表示の届出に 関する証明書の交付手数料	2,800円
4	生存に関する証明書の交付手数料	
	ア 生存試験を伴う証明	32,100円
	イ 最新の生存情報による証明	2,800円
5	試料の分譲手数料（*3）	39,600円
6	科学的性質及び分類学上の位置を記載した文書 に係る手数料	2,800円
7	諸証明書等の交付手数料	2,800円

\*1 冷蔵及び冷凍保管の継続に係る保管手数料は以下の式により求める。

（1年目）8,400円＋（複数年の場合）1,200円(保管手数料)×  
（2年目以降の保管年数）

\*2 継代保管の継続に係る保管手数料は以下の式により求める。

（1年目）57,800円＋（複数年の場合）50,600円(保管手数料)  
×（2年目以降の保管年数）

\*3 微生物送付に係る送料は別途請求者が負担

注1：税抜き。別途消費税法に基づき適切に課税する。

注2：海外からの依頼に対しては、1件の依頼につき4,300円を加算

注3：国際実施要綱第五条の三に基づく微生物の解析に必要な費用は、別途寄託者の同意を得て決定する。

注4：その他想定を大幅に越える費用の発生が見込まれる場合には、別途請求者と相談し、決定することとする。

## 国内実施要綱第二十二条により定めようとする手数料の額

### 特許微生物寄託センター(NPMD)及び特許生物寄託センター(IPOD)

#### (1) 令和5年6月30日までの申請受理分

1	保管手数料（冷蔵及び冷凍）	
	ア 新規寄託（1年間）	43,300円
	イ 再寄託	38,600円
	ウ 継続寄託（1年間）(*1)	9,600円
2	保管手数料（継代）	
	ア 新規寄託（1年間）	80,700円
	イ 再寄託	38,600円
	ウ 継続寄託（1年間）(*2)	47,300円
3	科学的性質及び分類学上の位置の表示の届出に関する証明書の交付手数料	2,800円
4	生存に関する証明書の交付手数料	
	ア 生存試験を伴う証明	32,100円
	イ 最新の生存情報による証明	2,800円
5	試料の分譲手数料 (*3)	38,300円
6	科学的性質及び分類学上の位置を記載した文書に係る手数料	2,800円
7	諸証明書等の交付手数料	2,800円

\*1 継続に係る保管手数料は、次式により算出

（1年目）9,600円＋（複数年の場合）2,300円(保管手数料)×  
（2年目以降の保管年数）

\*2 継続に係る保管手数料は、次式により算出

（1年目）47,300円＋（複数年の場合）40,200円(保管手数料)  
×(2年目以降の保管年数)

\*3 別途送料を請求する。

注1：税抜き。別途消費税法に基づき適切に課税する。

注2：海外からの依頼1件につき4,300円を加算する。

注3：請求書発行先の追加1件ごとに2,300円を加算する。

注4：国内実施要綱第四条の三に基づく微生物の解析に必要な費用は、別途寄託者の同意を得て決定する。

注5：その他想定を大幅に越える費用の発生が見込まれる場合には、別途請求者と相談し、決定することとする。

## (2) 令和5年7月1日以降の申請受理分

1	保管手数料（冷蔵及び冷凍）	
	ア 新規寄託（1年間）	43,300 円
	イ 再寄託	39,100 円
	ウ 継続寄託（1年間）(*1)	9,900 円
2	保管手数料（継代保管）	
	ア 新規寄託（1年間）	91,000 円
	イ 再寄託	39,100 円
	ウ 継続寄託（1年間）(*2)	59,300 円
3	科学的性質及び分類学上の位置の表示の届出に 関する証明書の交付手数料	2,800 円
4	生存に関する証明書の交付手数料	
	ア 生存試験を伴う証明	32,100 円
	イ 最新の生存情報による証明	2,800 円
5	試料の分譲手数料 (*3)	38,300 円
6	科学的性質及び分類学上の位置を記載した文書 に係る手数料	2,800 円
7	諸証明書等の交付手数料	2,800 円

\*1 冷蔵及び冷凍保管の継続に係る保管手数料は以下の式により求める。

(1年目) 9,900 円 + (複数年の場合) 2,700 円(保管手数料) × (2年目以降の保管年数)

\*2 継代保管の継続に係る保管手数料は以下の式により求める。

(1年目) 59,300 円 + (複数年の場合) 52,100 円(保管手数料) × (2年目以降の保管年数)

\*3 微生物送付に係る送料は別途請求者が負担

注1：税抜き。別途消費税法に基づき適切に課税する。

注2：海外からの依頼に対しては、1件の依頼につき4,300円を加算

注3：国内実施要綱第四条の三に基づく微生物の解析に必要な費用は、別途寄託者の同意を得て決定する。

注4：その他想定を大幅に越える費用の発生が見込まれる場合には、別途請求者と相談し、決定することとする。

2. 変更の日

令和 5 年 7 月 1 日